

令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業

【公募要領】

【問合せ先】

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL : 03-3581-3351 (代表)

03-5521-8271 (直通)

E-mail : koen_prize@env.go.jp

令和6年3月

環境省

目次

1. 目的	1
2. 公募の対象者	1
3. 対象事業	2
4. 採択された事業への支援について	2
5. 採択件数及び事業実施期間	3
6. 経理等について	3
7. 応募方法	5
8. 審査	6
9. 事業実施体制	7

1. 目的

環境省では、平成 28 年から「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきました。平成 29 年 7 月には国立公園の提供価値を「多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝集された物語を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。」と整理し、ブランドメッセージを「その自然には、物語がある。」と決めました。

観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）においては、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図り、これまで 8 つの国立公園を中心に進めてきた取組を全 34 国立公園等にも展開し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献することとしているほか、「自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズム」を推進することとしています。

さらに、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において「アドベンチャーツーリズム等の特別な体験の提供等の支援」が、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）において「有力な観光コンテンツである国立公園において、ネイチャーポジティブの視点も踏まえ、滞在体験の魅力向上の取組やアドベンチャートラベル等の高付加価値観光を推進する。」とされました。

アドベンチャートラベル（以下「AT」という。）ワールドサミット 2023 が令和 5 年 9 月に我が国で初めて北海道で開催され、約 65 ヶ国からの参加者を迎え、大きな盛り上がりを見せました。AT の市場規模は世界で 70 兆円（Adventure Travel Trade Association（ATTA）試算）に及ぶとされ、一人当たりの消費額、地域への経済効果が通常の旅行者に比べて非常に高いとされています。この機運を逃さず国立公園等の全国の優れた自然をフィールドとして AT を展開することは、経済対策や地方誘客促進に資するとともに、観光客が集中している特定の場所・時間への利用の集中を分散・平準化させるという点で、オーバーツーリズム対策の一つとなりえます。

本公募は、こうした背景を踏まえ、国立公園での AT の展開を推進し、国立公園における上質なツーリズムによる地域活性化、保護と利用の好循環の実現につなげることを目的に、国立公園の優れた自然を活用し、観光事業者等と連携し、AT の 5 つの要素（ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革）を備えた体験の磨き上げや受入れ体制の整備を行う地域の活動を選定することを目的として実施します。

2. 公募の対象者

本公募の対象者は、自然保護官事務所等（地方環境事務所、自然環境事務所、国立公園管理事務所、国立公園管理官事務所及び自然保護官事務所をいう）と連携している民間団体若しくは協議会、当該自然保護官事務所等・民間団体・協議会と連携している民間事業者、又は国立公園に含まれる地方公共団体とします。当該自然保護官事務所等との連携については、連携体制等何らかの連携の担保が取れていることを指します。

3. 対象事業

国立公園の優れた自然を活用し、観光事業者等と連携し、アドベンチャートラベルの5つの要素（ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革）を備えた体験の磨き上げや受入れ体制の整備を行う地域の活動（関係者間の連携体制構築、ルール作り、体験の磨き上げ、商品化、販売ルートの構築等）を対象とします。

国立公園を中心に行う事業であれば、その周辺の取組も対象とします（国立公園を通過する長距離自然歩道、ロングトレイルも含まれます）。

※1 取組の類型

類型1（AT コンテンツ磨き上げタイプ）

既存コンテンツの高付加価値化に向けた検討、ストーリー性・文化的体験の付加など体験内容の改善、安全管理水準の向上、感動を生むガイドングスキルの整理共有、魅力的な情報発信素材の整備、販売促進、バイヤー等を招聘したファムツアー

類型2（AT 体制整備タイプ）

地域資源の再整理、AT フィールドの情報整備、観光事業者・自治体等との連携構築、AT 先進事例視察、地域でのAT 組み立て、AT 勉強会、人材養成研修、ランドオペレーター・セラー・バイヤーとの関係構築

※2 取組の留意点

- ・AT の5つの要素（ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革）や文化的要素を備えた感動体験の提供を目指す。
- ・国立公園ならではの価値を伝えるものとする。
- ・スポットガイド、スルーガイド、ツアーコーディネーターの配置、ランドオペレーター・セラー・バイヤーとのつながりまでを総合的に構築することを目指す。
- ・自治体・関係省庁との連携、自然体験活動促進計画の活用、デジタル技術の活用、公園管理の充実につながる仕組みの構築、ユニバーサルコンテンツの造成等を含む取組、エコツーリズム推進全体構想を基盤とした取組、野生生物観光等の推進について可能な限り考慮する。
- ・国立公園への確実な来訪者数の増加、滞在期間（泊数）の延伸、一人当たりの旅行消費額の増加、コンテンツの価格の適正化（高品質化・単価増）、広域周遊観光の促進、地域独自性の磨き上げ等を重視する。

4. 採択された事業との連携内容について

採択された事業については、「令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業実施業務」を請け負った事業者（以下「事務局」という。事業者決定は5月の見込み）と共同実

施者としての協定締結後に開始することになります。事業を実施するに当たり、事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、改めて事業計画書を作成していただきます。採択過程及び実施中において、事業趣旨に沿うよう申請内容から変更していただくことがあり、申請内容等のおりに行っていただくとは限らないことに御留意ください。その他、事業実施期間中は、定期的な打合せ、進捗状況の報告、報告会等への参加、成果報告書の提出等を行っていただきます。

なお、共同実施者として協定に基づき本事業を実施するにあたり、必要と認められる経費の一部の支援を予定しています。また、各事業の成果の確実性と効果を高めるために、事業実施期間中、事務局が各事業内容に必要な支援を行います。具体的な内容は、採択及び事務局決定後に、事業計画を検討する中で整理します。

5. 採択件数及び事業実施期間

(1) 採択件数

5～10 件程度

(2) 事業実施期間

令和7年2月末までとし、令和7年3月7日（金）までに事業報告書を提出していただきます。

6. 経理等について

(1) 対象経費

事業の対象となる経費は、次のとおりです。

対象経費	内容
諸謝金	事業を行うために必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員（以下この表において「専門家等」という）に謝礼として支払われる経費
旅費	情報収集や各種調査、会議や打ち合わせ等への参加など、事業を行うために必要な交通費、宿泊費、日当等として、活動団体、専門家等に支払われる経費 （注1）グリーン車、ビジネスクラス等特別に付加された料金については対象外とします。 （注2）活動団体が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。 （注3）本事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により対象経費と対象外経費に区分します。
印刷製本費	事業を行うために直接必要なパンフレットや資料等の印刷に係

	る経費
通信運搬費	事業を行うために直接必要な物品等の運搬費用、郵便料等に係る経費
使用料及び借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 (注1) リース、レンタルにおいて対象となるものは、本事業の実施期間の経費のみとなります。契約期間が事業実施期間を超える場合の対象経費は、按分等の方式により算出された事業実施期間分のみとなります。
消耗品費	事業を行うために直接必要な消耗品の購入に係る経費 (注1) 消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であつても比較的長期(概ね2年)の反覆使用に耐えない物品等をいいます。
賃金	事業を行うために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金
雑役務費	事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費
その他諸経費	上記のいずれの区分に属さないもの。
委託費	事業を行うために必要な経費のうち、特殊な技能又は資格を必要とするなどにより受託者が直接行うことのできない業務を第三者に委託するために要する経費

※次の経費は対象となりません。

- －人件費
- －共同実施の協定締結前に発注、購入、契約等を実施したもの
- －電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- －雑誌・新聞購読料
- －娯楽、接待の費用
- －備品の購入、施設整備等の事業終了後に財産となるもの
- －上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(2) 経理にあたっての留意事項

- ・事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。
- ・事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、1件あたり100万円以上(税込み)となる場合には、原則として2社以上から見積もりを取った上で、最低価格を提

示した者を選定してください。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書が必要となります。1つの発注先が4割を超える、又は発注の合計が7割を超える場合には、実施者が主体的に事業を実施することを示す資料を提出してください（例えば実施体制図等）。

（3）事業費の支払い

- ・本事業に係る経費は、原則として、事業終了後の精算報告書に基づき、その内容を確認の上、適当と判断した場合に支払いを行います。
- ・ただし、立て替えが困難等の理由により、事業終了後の精算払いに対応できない場合には、概算払い又はその他の方法による対応を検討します。

7. 応募方法

（1）提出書類

下記の応募に必要な書類及びそれらのファイル（ワード、エクセル、パワーポイント又はPDF）を、公募期間内にメールにて提出先に提出してください。その際、メールのタイトルに「令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業応募」と明記してください。

①応募申請書【様式1】

1 地域あたり 1,000 万円以下の規模の事業を申請してください。民間団体、協議会、民間事業者が申請する場合は、定款や規約等、団体の概要が分かる説明資料を添付してください。なお、申請者の自署、押印は不要です。

②事業計画書【様式2】※公募要領に定める審査項目を参考に、次の項目等について記載した事業内容を別紙（様式自由、A-4 15枚以内）で提出してください。

③経費内訳【様式3】

（2）公募期間

令和6年3月7日（木）から令和6年4月11日（木）まで

（3）応募書類の提出先及び問合せ先

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館26階）

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL:03-5521-8271

E-mail: koen_prize@env.go.jp

（4）応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却しません。応募書類は審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政期間の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律

第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合があります。

8. 審査

提出書類に基づき次に定める審査項目に基づき、審査を行います。必要に応じて、ヒアリング(オンラインを想定)を実施します。ヒアリング対象となった申請については、環境省から対象となる申請者へ別途連絡します。

(1) 基礎項目

次の要件をすべて満たすものであること。一つでも要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。

- ①申請者が公募の対象者の要件に合致していること
- ②自然環境を損なうことのないよう十分な配慮がなされていること
- ③主体的に取り組む意思があり、自主的な予算の確保や関係者・関係団体・関係機関との連携体制の構築がなされていること(又はその予定があること)
- ④申請者は、事業を遂行するために必要な能力を有すること

(2) 追加項目

基礎項目をすべて満たした提案について、次の追加項目に基づき総合的に審査を行います。

①事業実施体制

- ・関係者・関係団体・関係機関との連携体制について、連携手法が具体的か
- ・事業を適切に遂行するためのリソース(経験、ノウハウ、資金調達力、人材等)を有しているか
- ・外部有識者・アドバイザーの意見を適切に取り入れる体制となっているか
- ・自治体・関係省庁との連携がとれているか。

②国立公園の価値との関係

- ・国立公園ならではの価値を伝えるものであるか
- ・国立公園における保護と利用の好循環に資するものであるか
- ・公園計画、管理運営計画、ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画、インタープリテーション全体計画等の趣旨に沿う内容であるか

③ATの要素

- ・ATの5つの要素(ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革)を踏まえているか
- ・文化的要素を備えているか

④ATコンテンツ提供・受入体制、ツアー販売・販路

- ・スポットガイド、スルーガイド、ツアーコーディネーターの配置・役割分担が適切か
- ・国内外のセラーやバイヤーが想定されており、具体性があるか。国内外利用者を対象に

実際にツアー販売に取り組むものであるか。ランドオペレーター・コーディネーター等の機能強化により、円滑な販売、資源管理に取り組むものであるか

⑤事業の効果・妥当性・確実性・モデル性・自走可能性

- ・国立公園への確実な来訪者数の増加、滞在期間（泊数）の延伸、一人当たりの旅行消費額の増加、コンテンツの価格の適正化（高品質化・単価増）、広域周遊観光の促進、地域独自性の磨き上げ等に寄与するか
- ・事業期間及び終了後に達成すべき目標・指標（KPI/KGI）が具体的かつ定量的に示されており、妥当な設定となっているか
- ・必要経費は事業内容に照らして妥当な金額か
- ・現実的かつ具体的な事業内容となっているか
- ・目標達成に向けた具体的なスケジュールが示されているか
- ・事業内容が先進的なものであり、他の国立公園や地域のモデルとなるか
- ・事業実施期間終了後も、自立自走して事業継続が見込まれ、計画や目標を明確にして、着実に成果を出すことが期待できるか

⑥その他

- ・地域づくりの方向性と一致しており、地域経済・地域振興に寄与する内容となっているか
- ・自然体験活動促進計画の活用、デジタル技術の活用、公園管理の充実につながる仕組みの構築、ユニバーサルコンテンツの造成等を含む取組、エコツーリズム推進全体構想を基盤とした取組が含まれている場合は高く評価する。

9. 事業実施体制

採択された活動団体は令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業実施業務の仕様書に従い、事務局事業者との共同実施者として、協定を締結し、業務を実施することになります。

【業務実施体制図】

